

●個別施設計画（素案）の概要で公表した
施設の対応方針の一部を紹介します

施設分類	主な対象施設	対応方針
コミュニティ施設	各地区センター	長寿命化を図るとともに施設更新を行います。ただし、更新時には、地域人口に見合った規模への縮小を検討します。
	各地区センター体育館	最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。
図書館	水沢図書館、江刺図書館	長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。
	前沢図書館、胆沢図書館、衣川セミナーハウス図書室	最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設機能を他の建物へ移転させます。
博物館	牛の博物館、埋蔵文化財調査センター、奥州宇宙遊学館	長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。
	高野長英記念館、後藤新平記念館、斎藤實記念館	新たに整備する施設に機能を統合することとし、それまでの間は最低限の維持を行います。
ホール施設	市文化会館	長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。
	江刺体育文化会館、前沢ふれあいセンター、胆沢文化創造センター	最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設の機能を市文化会館または地域の他の建物に集約します。
体育館	水沢体育館、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢B＆G海洋センター体育館、胆沢総合体育館	長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。水沢体育館は水沢武道館を、前沢B＆G海洋センター体育館は前沢グリーンアリーナの機能を集約します。
	旧東水沢中学校体育館、前沢スポーツセンター体育館	敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。前沢グリーンアリーナの機能は前沢B＆G海洋センターに集約します。
	前沢グリーンアリーナ	
	衣川社会体育館	近隣同類施設の改修に合わせ、他の体育館へ集約します。
保養型観光施設	各スキー場、各温泉施設	民間移譲を進めます。

※現在、施設再編計画や整備計画を策定中の学校教育系施設や医療系施設などは公表の対象外としています

●市内5会場で市民の意見を聞く会を開催。ぜひご参加ください

個別施設計画（素案）の概要について、市内5会場で市民の意見を聞く会を開催します。この概要で示す施設の将来対応方針を土台に、まちづくりに寄与する公共施設の将来のあり方について、ご意見をお聞きます。

■市民の意見を聞く会の日程と会場

日程	時間	会場
12月17日 日	午後6時半～	江刺総合支所 多目的ホール
12月18日 土	午後6時半～	水沢地区センター 視聴覚室・研修室
12月19日 日	午前10時～	水沢地区センター 視聴覚室・研修室
12月21日 月	午後6時半～	前沢地区センター 音楽室
12月22日 火	午後6時半～	胆沢文化創造センター 小ホール
12月23日 水	午後6時半～	衣川保健福祉センター 多目的ホール

皆さんからのご意見をお待ちしています
公共施設の個別施設計画（素案）の概要を公表

市は、長期的な視点に立った公共施設などの配置や将来負担の平準化を図る目的として、施設のジャンルごとに個別施設計画を策定し、令和3年3月の公表を目指しています。このたび、個別施設計画の素案が完成し、計画に掲げる施設ジャンルごとの将来方針について市民の皆さんから意見をいただくため「個別施設計画（素案）の概要」を公表します。

■問い合わせ 本庁行政経営室（☎ 34-2225）

●個別施設計画（素案）の概要による公表内容

令和3年度から35年間で計画期間！

施設の更新時期のピークが集中する令和37年度までを計画期間としています

施設ごとの将来対応方針や存続見込み年数を掲載！

令和3年度から5年後、15年後、25年後、35年後における施設ごとの存続の見込みがひと目でわかります

施設ごとに長寿命化、廃止、民間移譲といった方針を明文化！

長寿命化を図るのか、いずれは廃止とするのか、民間の運営で施設力の向上を図るのか、その方針を明らかにしています

施設の長寿命化や維持に向けた保全対策の考え方を掲載！

長寿命化のためにはしっかりとした保全が必要。保全対策の仕組みを構築しました

総量縮減の割合や更新費用を推計！

35年後にはどれだけ施設の面積が減るのか、そしてどれだけ費用が必要なのか。数値を基に将来設計しています

●公表資料の入手方法は2通り

【冊子版を入手したい】

本庁行政経営室や各総合支所地域支援グループで公表資料を配布します

【電子版を入手したい】

市公式ホームページからダウンロードできます
右記のQRコードまたは「奥州市 個別施設計画概要」で検索



個別施設計画概要▲

意見には「意見書」様式をご利用ください

公共施設の将来についてどのような配置や管理が望ましいか、公表資料で示した「対応方針」に対して意見をお寄せください。

意見は書面（任意の書式）での提出をお願いします。また、公表資料の配布場所や市ホームページでは「意見書」様式も配布していますので、ご利用ください。